

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年12月14日
【会社名】	株式会社メルコホールディングス
【英訳名】	MELCO HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牧 寛之
【本店の所在の場所】	名古屋市中区大須三丁目30番20号
【電話番号】	(052)251-6891
【事務連絡者氏名】	社長室長 竹藤 晴之
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区大須三丁目30番20号
【電話番号】	(052)251-6891
【事務連絡者氏名】	社長室長 竹藤 晴之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

平成29年12月13日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年12月13日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式交換契約承認の件

平成30年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、シマダヤ株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約の承認を行うものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 目的事項の変更

第1号議案が原案どおりに承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合には、シマダヤは持株会社である当社が支配・管理する事業会社の一員となります。このことを反映させるため、本株式交換の効力が発生することを条件として、当社の目的事項を変更するものであります。

(2) 本店の所在地の変更

同様に本株式交換の効力発生により、東京都に本社を置くシマダヤが当社グループに加わることとなります。これに伴い、グループ経営の機動性を高めるため東京都にも当社の本社を置くことが適切であると判断したため、本株式交換の効力が発生することを条件として、定款所定の本店所在地を東京都中央区に変更するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	134,163	20,737	0	（注）1	可決 83.33
第2号議案	134,537	20,463	0	（注）1	可決 83.51

（注）1．議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．賛成割合の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数に対する、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上